

議案第31号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

同性をパートナーとする職員の待遇改善に向けた特別休暇の取得要件見直し等に伴い、一部規則を改正する必要が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号列記以外の部分中「第29条の2を除き、」を削り、「当該子の」を「同項に規定する子の」に改める。

第14条第1項ただし書中「以下」を「第15条を除き、以下」に改める。

第15条第1項中「の日数」を「は、任用された時点においてこれを付与するものとし、その日数」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項又はこの項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用された時点又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

第15条第3項中「臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項」を「前各項」に、「その年度に使用しなかった」を「、応当日等の日前1年の間に使用しなかった」に、「翌年度に限り」を「当該応当日等の日以後1年に限り」に改め、同項ただし書中「その任用され、又は更新された日の属する年度の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、その年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）」を「応当日等の日前1年」に改め、「勤務実績」の次に「（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任

用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、当該引き続き臨時的に任用された日又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び同日の属する年の翌年以後における同日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。

4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、当該引き続き臨時的に任用された日又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過する日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

- (1) 当該引き続き臨時に任用された時点又は任用期間が更新された時点 20日  
から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数
- (2) 当該引き続き臨時に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日

第15条に次の1項を加える。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。

第23条第1項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又は当該職員と性別が同一である者であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）」を加え、同条第2項中「男性職員の配偶者」を「職員の配偶者等」に改め、同項ただし書中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第7項中「男性職員の配偶者」を「職員の配偶者等」に、「男性職員又はその配偶者が子」を「職員又はその配偶者等がその子」に改める。

第25条第1項中「結婚する場合」の次に「（当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を

加える。

- (3) 同性パートナー又は同性パートナーの血族（別表第4に掲げる同性パートナーの血族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数

第25条第3項中「前項第2号又は第3号の」を「前項第2号から第4号までに掲げる」に改める。

第29条の2第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第30条第1項第5号及び第7号中「配偶者の」を「配偶者等の」に改め、同項に次の2号を加える。

- (8) 同性パートナー  
(9) 同性パートナーの父母

別表第4配偶者の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表姻族の項及び備考1中「姻族」の次に「又は同性パートナーの血族」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条、第23条、第25条、第29条の2及び第3.0条の規定は、施行日以後に生じた事由に係る休暇について適用し、施行日前に生じた事由に係る休暇については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で<u>同項に規定する子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。<u>第15条を除き、以下同じ。</u>）が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>(臨時の任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時の任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、任用された時点においてこれを付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。</p> <p>2 前項又はこの項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時の任用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時の任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日まで</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第29条の2を除き、以下同じ。</u>）で<u>当該子の親</u>であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>(臨時の任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時の任用された職員の任用期間中の年次有給休暇の日数は、別表第3に定める日数とする。</p> <p>2 前項の規定による年次有給休暇を付与された後、同一年度内において引き続き臨時の任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期</p>

改正後	改正前
<p>の期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用された時点又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。</p>	<p>の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じて得た日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。</p>
<p>3 前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、当該引き続き臨時的に任用された日、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び同日の属する年の翌年以後における同日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用されたとき又は任用期間が更新されたときで、かつ、当該引き続き臨時的に任用された日、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過する日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。</p> <p>(1) 当該引き続き臨時的に任用された時点又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数</p> <p>(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、<u>応当日等の日前一年</u>の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に<u>当該応当日等の日以後1年</u>に限りこれを繰り越すことができる。ただし、<u>応当日等の日前1年</u>における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。次項において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</p>	<p>3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうちその年度に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、<u>その任用され、又は更新された日の属する年度の前年度</u>（新たに臨時的に任用された職員となつた者については、その年度における新たに臨時的に任用された職員となつた日以後の期間）における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</p>
<p>6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間について、第13条第4項の規定を準用する。</p> <p>（出産支援休暇）</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>職員がその配偶者又は当該職員と性別が同一</u>である者であって、<u>当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にある</u>と任命権者が認めるもの（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（出産支援休暇）</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇</u>とする。</p>
<p>2 出産支援休暇は、<u>職員の配偶者等</u>の出産の直前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、<u>職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子</u>がある場合には、<u>配偶者等の出産予定日の6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。</p>	<p>2 出産支援休暇は、<u>男性職員の配偶者の出産の直前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する</u>。ただし、<u>男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子</u>がある場合には、<u>配偶者の出産予定日の6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。</p>
<p>3～6（略）</p> <p>7 教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、<u>職員の配偶者等の出産の事実を確認することができる証明書等</u>（第2項ただし書に規定する場合においては、<u>職員又はその配偶者等がその子と同居していることを確認することができる証明書等を含む</u>。）の提出を求</p>	<p>3～6（略）</p> <p>7 教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、<u>男性職員の配偶者の出産の事実を確認することができる証明書等</u>（第2項ただし書に規定する場合においては、<u>男性職員又はその配偶者が子と同居していることを確認することができる証明書等を含む</u>。）の提出を求</p>

改正後	改正前
<p>めることができる。 (慶弔休暇)</p>	<p>めることができる。 (慶弔休暇)</p>
<p>第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合 <u>(当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。)</u>、職員の親族（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この条及び別表第4において同じ。）が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この条及び別表第4において同じ。）が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続く7日</p> <p>(2) 職員の親族（別表第4に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数</p> <p>(3) 同性パートナー又は同性パートナーの血族（別表第4に掲げる同性パートナーの血族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数</p>	<p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続く7日</p> <p>(2) 職員の親族（別表第4に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数 <u>（新設）</u></p>
<p>(4) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る。） 1日</p>	<p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る。） 1日</p>
<p>3 前項第2号から第4号までに掲げる場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p>	<p>3 前項第2号又は第3号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p>
<p>4 教育委員会は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認することができる証明書等の提出を求めることができる。 (子の看護休暇)</p>	<p>4 教育委員会は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認することができる証明書等の提出を求めることができる。 (子の看護休暇)</p>
<p>第29条の2 子の看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病的</p>	<p>第29条の2 子の看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病的</p>

改正後	改正前								
<p>予防を図るために必要な当該子の世話をを行うことをいう。第4項において同じ。) のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2～6 (略) (介護休暇)</p> <p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第<u>5</u>号までに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1) 祖父母 (2) 兄弟姉妹 (3) 孫 (4) 父母の配偶者 (5) <u>配偶者等の父母の配偶者</u> (6) 父母の配偶者 (7) <u>配偶者等の父母の配偶者</u> (8) <u>同性パートナー</u> (9) <u>同性パートナーの父母</u></p> <p>2～17 (略)</p>	<p>予防を図るために必要な当該子の世話をを行うことをいう。第4項において同じ。) のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2～6 (略) (介護休暇)</p> <p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第<u>3</u>号までに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1) 祖父母 (2) 兄弟姉妹 (3) 孫 (4) 父母の配偶者 (5) <u>配偶者の父母の配偶者</u> (6) 子の配偶者 (7) <u>配偶者の子</u></p> <p>2～17 (略)</p>								
附則									
<p>1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第8条、第23条、第25条、第29条の2及び第30条の規定は、施行日以後に生じた事由に係る休暇について適用し、施行日前に生じた事由に係る休暇については、なお従前の例による。</p>									
別表第4（第25条関係）	別表第4（第25条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者等</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数	配偶者等	10日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数	配偶者	10日
親族	日数								
配偶者等	10日								
親族	日数								
配偶者	10日								

改正後			改正前		
血族	1 親等の直系尊属（父母） 1 親等の直系卑属（子） 2 親等の直系尊属（祖父母） 2 親等の直系卑属（孫） 2 親等の傍系者（兄弟姉妹） 3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母） 3 親等の傍系尊属（伯叔父母） 3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい）） 4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	10日 10日 7日 5日 5日 5日 5日 3日 1日	血族	1 親等の直系尊属（父母） 1 親等の直系卑属（子） 2 親等の直系尊属（祖父母） 2 親等の直系卑属（孫） 2 親等の傍系者（兄弟姉妹） 3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母） 3 親等の傍系尊属（伯叔父母） 3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい）） 4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	10日 10日 7日 5日 5日 5日 5日 3日 1日
姻族又は同性パートナー	1 親等の直系尊属 1 親等の直系卑属	5日 5日	姻族	1 親等の直系尊属 1 親等の直系卑属	5日 5日
一の血族	2 親等の直系尊属 2 親等の直系卑属 2 親等の傍系者 3 親等の直系尊属 3 親等の傍系尊属 3 親等の傍系卑属	3日 2日 2日 1日 1日 1日		2 親等の直系尊属 2 親等の直系卑属 2 親等の傍系者 3 親等の直系尊属 3 親等の傍系尊属 3 親等の傍系卑属	3日 2日 2日 1日 1日 1日
備考			備考		
1 生計を1にする <u>姻族又は同性パートナー</u> の <u>血族</u> の場合は、 <u>血族</u> に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 1親等の直系卑属（子）には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。			1 生計を1にする <u>姻族</u> の場合は、 <u>血族</u> に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 1親等の直系卑属（子）には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。		

31 特人委給第 1084 号  
令和 2 年 3 月 23 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会

委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
条例施行規則の一部改正について（回答）

令和 2 年 3 月 19 日付 31 世教職第 1166 号により承認申請のあった下記規  
則案について承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則